

# 規制の事前評価書

法令案の名称：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：住居集合地域等における銃猟規制の緩和

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

評価実施時期：令和7年2月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- 近年のクマ類及びイノシシ（以下「クマ類等」という。）の生息域の拡大、人身被害件数の増加等を踏まえ、これらの獣類が住居等に侵入した場合において、銃器により安全かつ迅速に対処することを可能とするため、市町村長による銃猟に関する制度の創設、損失補償規定の整備等の所要の措置を講ずる。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 近年、クマ類等の生息域が拡大し、人の生活圏への侵入や人身被害の件数に増加の傾向がみられている。特に令和5年度は、クマ類による人身被害件数が統計のある平成18年度以降で過去最多を記録し（198件219人（うち死亡6人））、被害が増大した9月から12月までの人身被害の発生場所は約3～6割が人家周辺であった。

現行の鳥獣保護管理法は、夜間の銃猟、住居集合地域等における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟を禁止しているところ（第38条）、現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難にあたるなどとして、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合等においてより予防的・迅速な対応を可能とする必要がある。

今後、令和5年度と同水準の被害を繰り返さないよう、できる限り早期に制度的措置を講じる必要がある。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- クマ類等が住居、広場、乗物等に侵入した場合において市町村長が銃猟をし、又は委託して銃猟をさせることができる制度（緊急銃猟）を創設し、従来の銃猟規制を緩和する。

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- 同上

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 同上

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

- 緊急銃猟の実施に伴い、市町村の職員又は委託者が他人の土地に立ち入ること又は障害物を除去することができることとする。また、地域住民の安全確保のため、市町村長が通行制限及び避難指示を実施できることとする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

**【新設・拡充】**

**<その他の規制手段の検討状況>**

検討した  検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 安全確保のため必要十分な範囲の規制であり、その他の規制手段によっては目的を達成できないため。

**<その他非規制手段の検討状況>**

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 規制を新設する目的である緊急銃猟自体、本改正案により初めて導入されるため、今回初めての検討となった。非規制手段については、ガイドライン等により施行時に別途示すことを想定している。

**3 効果（課題の解消・予防）の把握**

**【緩和・廃止】**

- ・ 本改正案の規定による住居集合地域等での銃猟規制の緩和により、住居等に侵入したクマ類等について、銃器により安全かつ迅速に対処することが可能となり、人身被害の防止につなげることができる（事後評価時までには緊急銃猟の実施件数等を把握することを想定している）。

**【新設・拡充】**

- ・ 同上

**4 負担の把握**

**【緩和・廃止】**

**<規制緩和・廃止により顕在化する負担>**

- ・ なし（現行法による銃猟規制は人の生命身体の保護を法益としているが、本改正案による規制緩和は地域住民等の安全確保のための措置を十分に講ずることを制度上担保した上で行われるものであるため、規制緩和により当該法益が損なわれる可能性は低い。また、緊急銃猟の実施に伴い、損失が発生する可能性もあるが、当該損失については補償することとしている。）

**<行政費用>**

- ・ なし

**<その他の負担>**

- ・ なし

**【新設・拡充】**

**<遵守費用>**

- ・ なし（緊急銃猟の実施に伴い、損失が発生する可能性もあるが、当該損失については補償することとして

いる。)

**<行政費用>**

- ・ なし

**<その他の負担>**

- ・ なし

**5 利害関係者からの意見聴取**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由： )

**<主な意見内容と今後調整を要する論点>**

- ・ 改正内容に対して特段の反対意見はなかった。

**<関連する会合の名称、開催日>**

- ・ 名称：鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会
- ・ 開催日：第 1 回（令和 6 年 5 月 9 日）  
第 2 回（令和 6 年 5 月 23 日）  
第 3 回（令和 6 年 7 月 8 日）

**<関連する会合の議事録の公表>**

- ・ 環境省 HP において議事概要を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表している他、検討会の様子はインターネットで配信した。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>

**6 事後評価の実施時期**

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

**<見直し条項がある法令案>**

- ・ 見直し条項（期限 5 年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和 12 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

**<上記以外の法令案>**

- ・